

産学連携事業が内包するアカデミアの葛藤

東邦大学（本学）に産学連携を推進する部署が始まり5年が経過し、システムが確立しつつあるが、葛藤も深まった。

主な葛藤は利益相反である。学術団体（アカデミア）が資金の提供を受けて研究をすることによって必然的に生ずる利益相反については、アカデミズムを預かるものとしての立ち位置を再確認する必要が生じてきている。産学が連携するということはアカデミアが特定の企業と個別の共同研究という協定を結び、研究費の提供を受け、研究を遂行することになる。公的研究費が充分でない現状を踏まえ、アカデミズムの推進には民間から資金提供を受け研究を遂行していくことはアカデミズムを推進するためにも必要なことである。産学連携を推進するにあたり、アカデミアは連携先である企業は“体質が異なる組織体”であるので、アカデミアと企業との間の境界を例えば契約等によって鮮明にし、いわば“水と油”の状態のまま協働していくことが求められる。

共同研究契約を結ぶとき、アカデミアと企業は書面によって「甲と乙」の関係を規定していくのであるが、契約行為は「甲と乙」の関係が独立していることを前提とした約束である。例えば企業の研究員が大学に社会人大学院生や派遣研究生等の制度を利用して共同の研究を推進するスキームを想定すると、企業の構成員が大学で研究すること自体に制度の問題は生じない。しかし共同研究契約下で、社会人大学院生や在外研究員制度を使い当該企業に関連する研究を行うと利益相反が生じる。類似のスキームは奨学寄付金を受けたり寄付講座等寄付の関係にあるものが、企業の業務に係る研究をした場合も同様に利益相反が生じる可能性があり、関係性についての説明責任が生じる。従来、産学連携では一般的とも考えられてきた関係が、最近の研究不正の発覚から“産学が癒着するとアカデミズムが侵害される可能性がある”と社会が考えるようになってきている。利益相反が疑われるような事象を持った時の解決方法はディスクロージャーである。例えば共同研究契約

の締結下で、外部からの監視の中、共同研究費の提供を受け共同研究を行い、両者が理念上離れた状態での関係を維持しつつ研究を遂行することによって、アカデミアにおける中立性を回復することができると考えている。

さらに本学の知的財産の保持についても、企業の知的財産とは異なる価値観が必要である。本学が2012年に制定したポリシーは、技術移転による産業応用を推進することだけを社会貢献の方法論とはせず、特許取得以降にも企業が自由に特許を利用することを制約する権限を有するものと規定している。この視点は人類の悲しい歴史への反省から生まれた。半世紀前、物理学者たちが核融合という画期的なテクノロジーを発見した。しかし、第2次世界大戦のさなか原子爆弾の製造に応用され、実際に広島・長崎において兵器として使用され、わが国の多数の同胞を殺戮する事態となった。もし、核融合の特許をアカデミアが保持しており、差し止め請求のようなことができたとなれば、兵器応用は阻止できないまでも、せめて事前に不服を申し立て、抗うことはできたかもしれない。本学が核融合や近いところではinduced Pluripotent Stem (iPS) 細胞のような特許の創成に関係できるかどうかはわからないが、このような「ヒトのためになるようであり、害する事態があるかもしれない動き」に警鐘を鳴らすことこそが、現在の産学連携において“アカデミア側がなすべき責務”ではないかと考える。アカデミア側がなすべき社会貢献には、産業に資する特許を創成し、技術移転することによる社会貢献以外に、社会にとって不利益な発明の実施を差し止める役目を持つことであると考えている。

以上、産学連携を推進していくにあたり、アカデミア側が示す知的財産と連携に関する私的見解をまとめた。今後産学連携推進にあたりアカデミアが果たさなければならない社会への貢献の方法を模索し続けていきたい。

（教育・研究支援センター教授：中野弘一）